

茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画
- 安全で安心して暮らせる地域社会の確立を目指して -

平成21年 4 月

茨 城 県
茨城県安全なまちづくり推進会議

目 次

「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」策定に当たって

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 治安の現状 | 1 |
| 2 | 安全で安心して暮らせる地域社会の確立のために | 1 |

第 1 身近な犯罪に強い地域社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進

- | | | |
|--|--------------------------|---|
| | 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実 | 3 |
| | 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実 | 3 |
| | 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供 | 3 |
| | 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進 | 3 |

2 犯罪に強いまちづくりの推進

- | | | |
|--|-----------------------------|---|
| | 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進 | 3 |
| | 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進 | 4 |
| | 学校における防犯活動の推進 | 4 |
| | 安全・安心な子どもの居場所づくり | 4 |
| | 「こどもを守る 110 番の家」に対する支援 | 4 |
| | 地域警察活動の強化 | 4 |
| | 警察施設の再編整備による夜間体制及び初動捜査体制の確立 | 5 |
| | 悪質交通違反の取締り等の強化 | 5 |
| | 重要無線通信妨害対策の推進 | 5 |

3 振り込め詐欺対策の強化

- | | | |
|--|-----------------------|---|
| | 総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進 | 5 |
| | 振り込め詐欺の徹底検挙 | 6 |
| | 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断 | 6 |
| | 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙 | 6 |
| | 本人確認の徹底 | 6 |

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

- | | | |
|--|-------------------------------|---|
| | 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化 | 6 |
| | 事業者に対する指導監督等の強化 | 7 |
| | 悪質商法による消費者被害の防止 | 7 |
| | ヤミ金融事犯対策の推進 | 7 |
| | 模倣品・海賊版対策の推進 | 7 |

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

子どもと女性の安全を守るための施策の推進	7
児童虐待防止対策の推進	8
ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進	8
児童ポルノ対策等の推進	8
少年を取り巻く有害環境の浄化	8

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	9
自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進	9
車上ねらい・部品ねらい対策の推進	9
ひったくり対策の推進	9
各種防犯システム等の普及促進	9

7 犯罪被害者の保護

総合的な犯罪被害者支援体制の確立	10
刑事手続等における被害者施策の推進	10
二次被害の防止	10
犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進	10

第2 犯罪者を生まない地域社会の構築

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

少年の規範意識の向上	11
少年を見守る地域社会の構築	11
社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援	11
少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	11
児童相談所等における少年非行への対応力の強化	11
少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進	12
青少年の体験活動の推進	12
犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進	12
安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進	12
保護者に対する各種支援の実施	12

2 刑務所出所者等の再犯防止

刑務所出所者等の就労先の確保	13
効果的な出所者情報の共有	13

第3 国際化への対応

1 水際対策

海上・沿岸警備及び空港警備の強化	13
改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	13
社会悪物品等の密輸入の防止等	13
盗難自動車等の不正輸出の防止	14
国外逃亡被疑者対策の推進	14

2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築

不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	14
不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化	14

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

相談・情報提供体制の整備による外国人への安全教育の推進及び生活支援の実施	15
--------------------------------------	----

4 国際組織犯罪対策

外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進	15
外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	15
地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進	15
人身取引対策の推進	15
国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	15

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

1 暴力団対策等

組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化	16
暴力団からの資金剥奪の強化	16
暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	16
暴力団に対する厳正な処分の促進	16
行政対象暴力対策の強化	16
公共施設等からの暴力団の排除	17
暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	17

2 マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進	17
犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者の適正な措置の確保	17
疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	17

3 銃器対策の推進

厳格な銃砲刀剣類行政の推進	18
銃器犯罪に対する厳正な処分の促進	18
銃器密輸の水際阻止	18
関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進	18

4 薬物対策の推進

薬物密輸の水際阻止	18
密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応	19
薬物乱用防止に向けた取組の推進	19

5 組織的に敢行される各種事犯への対策

カード犯罪、偽造通貨等対策の推進	19
環境犯罪対策の推進	19
不正軽油関係事犯の取締りの推進	20
密漁事犯の根絶	20
違法風俗店等に対する取締りの推進	20

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	20
インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進	20
情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	20

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

サイト管理者等の自主的対応への支援	21
携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進	21

3 サイバー犯罪対策の推進

官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙	21
情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	21
コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備	22

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

県民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	22
外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化（再掲）	22
2 水際対策の強化	
空港・港湾保安関係機関の連携強化	22
情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用	23
海上・沿岸警備及び空港警備の強化（再掲）	23
改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進（再掲）	23
3 テロの手段を封じ込める対策の強化	
マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進（再掲）	23
犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者の適正な措置の確保（再掲）	23
疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（再掲）	24
4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底	
テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化	24
カウンターインテリジェンス機能の強化	24
極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底	24
5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化	
テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化	24
交通機関のテロ対策の推進	25
緊急事態への対処能力の強化	25
6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策	
サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化	25
重要インフラ事業者等との更なる連携の強化	25
7 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応	
拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化	25
第7 治安再生のための基盤整備	
1 人的・物的基盤の強化	
警察官の増員等	26
現場執行力の強化に向けた教育の推進	26
治安対策推進のための警察官の出向・派遣	26

留置施設の整備と留置業務の効率化の推進	26
警察施設等の整備	26
現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備	27
通信指令システム等の機能強化に向けた技術活用	27
情報基盤の強化	27
通信システムの高度化	27
2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充	
犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	27
国民からの情報提供の促進	28
自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用	28
客観的な証拠の収集方法の整備強化	28
犯罪捜査活動の密行性の強化	28
死因究明体制の強化	28
科学捜査力の充実・強化	28
社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討	29
犯罪の発生原因等の総合的分析の推進	29
3 裁判への的確な対応	
裁判員裁判への的確な対応	29

「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」策定に当たって

1 治安の現状

茨城県の刑法犯認知件数は、平成14年に67,672件となり戦後最悪を記録した。また、平成13年の刑法犯検挙率は20%を切るなど、当時の治安情勢はまさに危険水域にあった。

このような治安情勢の中、県においては、平成15年に「茨城県安全なまちづくり条例」を制定するとともに、茨城県安全なまちづくり推進会議を設置し、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に安全なまちづくりを推進してきた。平成12年当時13団体1,600人であった県内の防犯ボランティアは、平成20年末には、887団体、62,600人となり、県内の各地において、住民による防犯パトロール等の活動が積極的に推進されている。警察においては、警察官の増員を図り、犯罪抑止総合対策やパトロール等の街頭活動、犯罪の検挙対策等を推進するとともに、防犯ボランティア団体に対する犯罪情報等の提供にも努めてきた。市町村においては、防犯サポーターを採用し、児童の登下校時の見守り等を行うとともに、管内の防犯ボランティア団体に対する支援等を行ってきた。

県・市町村、事業者及び県民が安全なまちづくりに取り組んだ結果、刑法犯認知件数は6年連続で減少し、平成20年は43,885件となり、戦後最悪を記録した平成14年に比較すると約35%の減少となるなど、治安回復に一定の成果が見られた。

このように指数治安は改善されつつあるものの、県内の治安を脅かす新たな要因も生まれてきている。少子高齢化が進む中、高齢者を狙った振り込め詐欺の被害が多発しており、平成20年中は、認知件数が428件、被害額は過去最高の約5億3,500万円となった。また、平成20年には、土浦市荒川沖における通り魔殺人事件をはじめ、3件の通り魔殺人事件や子どもや女性が被害者となる犯罪も発生している。さらに、最近の経済及び雇用情勢の悪化が一つの要因と思料されるひったくりやコンビニ強盗事件も多発している。

平成20年度県政世論調査の結果では、「県内の治安が悪くなっている」と感じている県民の割合は、平成19年に比較して約5%減少したものの依然として約60%となっており、県民の体感治安は改善されるに至っていない。

2 安全で安心して暮らせる地域社会の確立のために

国においては、いまだ道半ばである治安再生への取組を更に推し進めて行くため、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した。この計画では、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した7つの重点課題を設定し、国民、事業者、地方公共団体等の協力を得つつ、施策の着実な実現を図ることとしている。

これを受け、茨城県及び茨城県安全なまちづくり推進会議は、これまで取り組んできた県・市町村、事業者及び県民による安全なまちづくりを一層推

進し、安全で安心して暮らせる地域社会の確立のため、今後5年間を目途に、「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」を策定した。

この行動計画は、

- 第1 身近な犯罪に強い地域社会の構築
- 第2 犯罪者を生まない地域社会の構築
- 第3 国際化への対応
- 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策
- 第5 安全なサイバー空間の構築
- 第6 テロの脅威等への対処
- 第7 治安再生のための基盤整備

の7項目からなっており、それぞれの項目について、県・市町村、事業者及び県民がそれぞれ責任を持って推進する施策、また、一体となって取り組むべき施策を掲げている。

治安回復に一定の成果が現れてきた今こそ、真の治安再生をなし遂げなければならぬ。茨城県及び茨城県安全なまちづくり推進会議は、この「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」の各施策の着実な実現を通じて、安全で安心して暮らせる地域社会の確立を目指すものである。

第 1 身近な犯罪に強い地域社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進

防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

防犯ボランティア団体の活動を社会に定着させ、更なる発展を図るため、関係行政機関の連携を一層強化し、防犯ボランティア団体に対する支援及び犯罪や防犯等に関する情報提供の充実を図るとともに、ポータルサイトの活用等を通じ、防犯ボランティア団体間における好事例等の情報共有を促進することにより、防犯ボランティア活動の質の向上を図る。また、あらゆる機会をとらえた広報啓発活動等の実施により、更なる防犯ボランティア活動への参加促進を図るとともに、防犯ボランティアネットワーク等を通じて防犯ボランティア団体の更なる士気高揚策を検討する。

地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実

茨城県安全なまちづくり条例に基づき、防犯ボランティアのリーダー育成や防犯ボランティアが安心して活動できる環境づくりなど、自主防犯活動に対する支援の充実方策について検討する。

的確な犯罪情報・地域安全情報の提供

自主防犯活動の更なる活性化を図るため、犯罪の発生状況や防犯対策等を「ひばりくん防犯メール」や県及び県警察のホームページを活用して、即時に、かつ、分かりやすく提供する。また、危険を予測する能力を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成方法の啓発を推進する。

企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進

企業が、自らに直接関係する犯罪の防止に向けて取り組むとともに、地域社会の一員として、地域の企業従業員及び住民による犯罪抑止活動を支援するなど、安全で安心な社会の実現に向けた取組を行うことを、経済団体等と連携しながら促進する。

2 犯罪に強いまちづくりの推進

官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進

地方公共団体、地域住民、事業者等から成るまちづくり協議会等の各種取組の活性化、中小商業活力向上事業、まちづくり交付金制度の活用等により、まちづくりの一環として、繁華街・歓楽街の再生を図るほか、道路、公園、商店街、駅、大規模集客施設、金融機関等について、犯罪抑止に配慮した環境設計の導入や防犯カメラ等の防犯機器、^{さすまた}刺股等の防犯資機材等の設置を促進するとともに、これらの管理者等への防犯指導を行うなど総合的な安全・安心まちづくりの取組を推進する。また、防犯性能の高い建物部品（ＣＰ部品）の更なる普及促進等により、防犯に配慮した共同住宅や戸建て住宅の普及を図る。なお、街頭防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーにも配慮しつつ、効果的な設置・運用の在り方について検討する。あわせて、生活安全産業としての警備業の質の向上を図る。

個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進

犯罪から平穏な生活を守るため、個人住宅等における防犯カメラ、犯罪に強い性能を有する製品の普及に向けた広報啓発活動を行う。

学校における防犯活動の推進

退職警察官等から成るスクールサポーターの導入を促進し、各学校やボランティア等への研修・指導を充実させるとともに、警察、スクールサポーター、学校等が連携の上、地域安全情報のきめ細かな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室や防犯教室の開催、問題を抱えた少年への対応等をよりの確に実施する。

安全・安心な子どもの居場所づくり

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との様々な交流活動等を行う機会を提供する放課後子ども教室の推進を図る。

「こどもを守る１１０番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察への通報を行う「こどもを守る１１０番の家」の活動を支援する。また、ガソリンスタンドにおける地域防犯・安全確保活動として「かけこみ１１０番」の活動を支援する。

地域警察活動の強化

交番勤務員の適切な配置、交番相談員の効果的な配置・運用等により、交番が勤務員不在となる状態を可能な限り抑制するとともに、事件・事故への対応等のために交番の勤務員が一時的に不在となる場合には、パトカーによる補完活動、緊急通報装置の活用等により、県民のニーズに対応した交番機能の維持強化を図る。また、犯罪が多発する場所・時間帯におけるパトロール等の街頭活動を強化し、犯罪の予防と検挙を推進することにより、県民の体感治安の向上に努める。さらに、初動警察の要となる通信指令機能の強化、職務質問技能等に関する指導・教養等を積極的に推進し、県民の身近で活動する地域警察官の職務執行力の向上を図る。

警察施設の再編整備による夜間体制及び初動捜査体制の確立

都市化や生活時間等の夜型化の進んだ地域の駐在所を再編整備し、交番の新設、駐在所の大型化や警察署パトカー要員の増強等を図り、夜間体制及び初動捜査体制の強化を図る。

悪質交通違反の取締り等の強化

重大な交通事故の原因となる飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを強化するとともに、関係機関・団体との緊密な連携の下、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進し、あわせて、効果的な飲酒運転対策について検討する。

重要無線通信妨害対策の推進

警察無線等重要無線通信に対する混信・妨害の発信源を迅速に排除するため、申告受付体制を充実させ、携帯用方向探知機等の機材整備を推進するとともに、不法無線局に対して、厳正な取締りを実施する。

3 振り込め詐欺対策の強化

総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進

金融機関を始めとする関係機関・団体間で緊密に連携し、振り込め詐欺被害防止対策等を推進する。具体的には、巡回連絡や交通安全教育、各種セミナー等のあらゆる機会を活用した振り込め詐欺被害防止対策に係る広報・啓発を促進するとともに、口座開設時等の本人確認の徹底、顧客に対する窓口における声掛け、異常取引・不正口座検知システムの一層の導入・改善、ATMコーナー付近における携帯電話の不使用の環境整備、ATM利用限度額の引下げの

推奨等の取組を促進することにより、振り込め詐欺被害の防止を図る。また、振り込め詐欺救済法の的確な運用により、一層の被害回復に努める。さらに、定額給付金の交付に伴う詐欺被害防止のため、県警察と市町村の連携を強化するとともに、広報啓発を徹底する。

振り込め詐欺の徹底検挙

振り込め詐欺、振り込め詐欺を助長する犯罪の捜査体制の強化を図りつつ、携帯電話のGPS機能を利用した位置探索等有効な捜査手法の導入について検討し、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、振り込め詐欺グループの首謀者に至るまでの摘発検挙を徹底する。

携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断

携帯電話や預貯金口座の新規契約等における同一名義人の契約数の抑制、書留郵便等を用いた本人確認の徹底、プロバイダ等による携帯電話及び預貯金口座の売買を誘引するインターネット上の違法情報の早期削除等の取組を支援することにより、携帯電話等が犯罪へ利用・活用されることを遮断して犯行を抑制する。

振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙

携帯音声通信事業者や貸与業者の契約時における本人確認記録の作成・保存、携帯電話やSIMカード単体の無断譲渡等の禁止等を規定する携帯電話不正利用防止法の違反行為及び架空名義口座の開設や預貯金口座の不正売買を徹底的に取り締まることにより、振り込め詐欺の犯行に不可欠な手段を供給している「道具屋」の検挙を徹底する。

本人確認の徹底

施設、通信・流通手段等の提供サービスの匿名による利用や偽造身分証明書による利用により犯罪の実行や犯罪収益の収受等が容易になることを防止するため、各種の取引における本人確認の実施や官公署等の各種証明書等の発行時における本人確認の徹底を図るよう関係機関に働きかける。

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化

食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯、産地偽装や期限表示の改ざん等の食品表示に係る違法行為の監視を強化するため、内部研修の充実をはじめ、食品表示関連法の所管各課及び県警察並びに農政事務所などで構成する「茨城県食品表示監視協議会」における連携を強化し、迅速かつ効果的な情報の共有化を図るとともに、悪質事犯に対する取締りを推進する。また、「食品表示ダイヤル110番」や「食品表示ウォッチャー」など、県民からの情報を活用し、監視を強化する。

事業者に対する指導監督等の強化

県民の消費生活の安全・安心を確保するため、事業者に対する指導・監督体制を充実させ、指導等を適時適切に行う。また、事業者や事業者団体における法令遵守の取組強化や内部通報窓口の整備を促進する。

悪質商法による消費者被害の防止

悪質商法による消費者被害を防止するため、県及び市町村消費生活センターとの連携を強化し、違法な連鎖販売取引、点検商法、靈感商法等の悪質商法に関する情報の共有を図るとともに、相談窓口体制の強化、迅速かつ効果的な被害防止に関する広報啓発活動を実施するほか、悪質事犯に対する取締りを推進する。

ヤミ金融事犯対策の推進

多重債務問題改善プログラムに基づき、引き続き「ヤミ金融事犯取締対策本部」による取締りを強化するとともに、関係機関との連携を強化し、ヤミ金融の撲滅を図るための諸対策を推進する。また、ヤミ金融に係る被害相談を受けた際には、迅速に被害を抑止するため、状況に応じて、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう電話による業者警告等を積極的に実施する。

模倣品・海賊版対策の推進

模倣品・海賊版の氾濫による知的財産の侵害を阻止し、消費者の安心・安全が損なわれることを防ぐため、広報を促進するとともに、税関等関係機関との連携を強化し、インターネット利用による通信販売を含め水際対策及び県内における取締りを強化する。

5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進

子どもと女性の安全を守るための施策の推進

声掛け事案等の子どもや女性を対象とする略取誘拐や性犯罪等の前兆事案について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置等の先制・予防的活動を専門的かつ継続的に行う対策チームを設置し、被害の未然防止対策を強化する。また、子どもが被害者となる犯罪が起こりやすい登下校時において、防犯ボランティアの活動を強化するよう、防犯ボランティアへ働きかける。

児童虐待防止対策の推進

育児中の親の孤立化を防ぐため、家庭教育支援や地域における子育て支援を充実するとともに、乳児のいる家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育支援を特に必要とする家庭に対する適切な支援を推進する。また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、市町村において関係機関が連携した子どもを守る地域ネットワークの設置促進・機能強化を図るとともに、学識経験者や退職警察官等の実務経験者の協力を得て、虐待を受けた児童の適切な保護、支援等及び家族の再統合を図る。

ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対して、ストーカー規制法に基づく措置、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発出、違法行為が認められた場合の捜査等の迅速な実施等被害者の立場に立った積極的な対処を推進する。

児童ポルノ対策等の推進

最新の技術を駆使した児童ポルノ事犯に対処するため、国際的な動向を踏まえ、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、体制や資機材の強化を図るとともに、インターネットを介して売買される児童ポルノの根絶を図るため、買受捜査を一層強化する。また、児童ポルノの排除に向けた県民運動を展開する。

少年を取り巻く有害環境の浄化

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」において、「有害環境の浄化」を重点項目の一つとして、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携を図りつつ各種取組を進めるとともに、有害環境の浄化を図るなどの各種取組を集中的に実施するよう広報・啓発活動を実施する。また、青少年インターネット環境整備法に基づく取組を推進するとともに、出会い系サイトその他のサイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、出会い系サイト規制法の効果的な運用及びサイト事業者による自主的な取組を推進する。あわせて、フィルタリング事業者、保護者等に対する犯罪情報の提供を促進する。

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化

関係事業者団体に対し、自動車窃盗の実態や手口に関する情報を提供するなどして、イモビライザ等の自動車盗難防止装置の装着車種の拡大・標準装備化を促進するとともに、盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、県警察と関東運輸局茨城陸運支局との間で引き続き情報共有を推進するとともに、各市町村が管理している原動機付自転車に関する情報を犯罪捜査等により有効に活用することができるように検討する。

自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進

自動二輪車等の盗難防止対策として、二重ロックの励行やグッドライダー防犯登録の登録率の向上を図る。また、自転車の盗難防止対策として、防犯設備の整備された駐輪場の設置を促進する。さらに、自転車防犯登録の登録率の向上を図るとともに、市町村からの照会に対する迅速な情報提供の実施により、市町村が放置自転車として撤去した盗難自転車の早期被害回復を図る。

車上ねらい・部品ねらい対策の推進

車上ねらい・部品ねらいの被害品では、特に、カーナビゲーション装置が多いことから、ユーザー等に対し、盗難被害防止情報の提供を行い、セキュリティ機能が搭載された機種^のの普及を図る。

ひったくり対策の推進

平成20年から平成21年にかけて、ひったくりが多発傾向にあることから、発生時における現場検挙のための捜査体制を確立する。また、自転車のカゴカバーの設置など防犯対策の広報啓発活動を推進する。

各種防犯システム等の普及促進

事業者その他の関係者と連携を強化し、万引き防止対策として、ICタグ等のIT技術を活用した信頼性の高い万引き防止用機器の普及を促進するとともに、多発しているセルフ式ガソリンスタンドの現金受払機を対象とした自動販売機荒らしの防犯対策のため自動販売機の堅牢化や防犯ベルの装着等を促進する。

7 犯罪被害者の保護

総合的な犯罪被害者支援体制の確立

犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等の多様なニーズにきめ細かく対応し、途切れない支援を推進するため、「（社）いばらき被害者支援センター」と連携し、地域の実情に応じた総合的な支援体制の一層の充実を図るとともに、犯罪被害者等に接する職員を対象とする教育・啓発を引き続き推進する。また、あらゆる機会を活用して、被害者等の体験談や手記等を取り入れた、犯罪被害の実態、生命の大切さ、被害者支援の必要性等についての県民の理解を深め、犯罪被害者等に対する支援制度等に関する啓発活動を通じて、社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成を図る。

刑事手続等における被害者施策の推進

被害者やその遺族等の立場や心情に十分配慮し、刑事手続における被害者の保護及び再被害防止を図るため、被害者等へ必要な情報を提供する。特に、性犯罪の被害者は、精神的ショックや羞恥心から、警察官に対する被害申告をためらうことも多く、その精神的負担を緩和するため、女性職員による事情聴取や付添い等被害者の心情に配慮しつつ手続を進める。また、被害者等が刑事裁判に直接関与する制度を始めとした被害者等の権利利益保護のための新たな制度を適正に運用するとともに、更生保護における意見等聴取制度等の犯罪被害者等施策について運用の改善を図りつつ適切に実施する。

二次被害の防止

犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進する。また、被害者の安全を確保するため、被害者との間の緊密な連絡、防犯指導、パトロールの強化等適切な措置を講じる。

犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

犯罪被害を回復し、又は早期に軽減し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害給付制度及び被害回復給付金支給制度の適切な運用、司法解剖遺体の搬送費等の公費負担等による経済的な支援並びに被害者連絡の実施による被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備等による被害者の精神的被害回復の支援、配偶者からの暴力被害者に対する自立に向けた支援、一時避難場所の確保等による被害者の安全の確保等を引き続き推進する。

第2 犯罪者を生まない地域社会の構築

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

少年の規範意識の向上

少年の規範意識の向上を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施、啓発資材の作成・配布等を推進する。

少年を見守る地域社会の構築

少年非行の未然防止のため、各種行政機関、民間ボランティア等による相談活動を推進するとともに、いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターの運用を図る。また、少年によるカラオケ店等遊興施設の深夜利用を防ぐため、関係事業者に協力要請するとともに、関係法令等の厳正な運用により、深夜徘徊等の温床となる営業形態の是正を図る。

社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援

不登校、ひきこもり及び非行等の問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関による「茨城県サポートネットワーク」の普及促進・活性化を図る。また、これらの問題を抱える少年への支援策として、関係機関や地域住民の協力を得つつ、多様な体験活動の機会や居場所づくりのための取組等を促進する。

少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置

不良行為の段階で少年の立ち直りを促し、犯罪の発生を未然に防止するため、少年サポートセンター、スクールサポーター、民間ボランティア等の連携を図り、家庭、学校、地域社会等の協力を得て街頭補導活動を強化するとともに、これに必要な少年警察ボランティア等の拡充・活性化を図る。

児童相談所等における少年非行への対応力の強化

児童相談所・一時保護所・児童自立支援施設において、入所中の児童への対応を充実させるための体制強化、職員の能力向上等を図り、少年非行への対応力を強化する。

少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進

少年の非行集団への加入阻止及び非行集団の解体補導を推進する。特に、暴走族については、違法行為に対する指導取締りを徹底して行うほか、暴走族を追放する機運の醸成、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。また、少年の特性に配慮した事件捜査及び調査を厳正かつ迅速に行うとともに、少年事件の適正な処理及び適切な措置による非行少年の改善更生を実現する。あわせて、少年の福祉を害する暴力団犯罪、暴力団への加入強要事案や脱退妨害事案等の取締りを強化することにより、少年に対する暴力団の影響を排除する。

青少年の体験活動の推進

生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育み、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、青少年の発達段階に応じた体験活動等青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進するとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。

犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進

殺人、窃盗等のほか、ひき逃げ、危険運転致死傷等の重大な交通事犯を含め、個人が犯罪を犯すことを防止するため、学校教育、運転者教育、各種広報等多様な機会を通じ、規範意識の向上や刑罰法規等に関する知識の普及を図るための教育及び広報啓発を推進する。

安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進

安定的な収入を確保することが比較的困難と考えられる非正規雇用者等の安定的な就労を支援し、ニート状態の若者等の就労意欲を促進するため、フリーター等に対する正規雇用支援、ニート状態の若者に対する職業的自立支援の強化等を推進する。

保護者に対する各種支援の実施

市町村やPTA等と連携・協力して、家庭教育の重要性の啓発や親の意識改革を図るとともに個々の親に対して学習機会・情報を提供する。また、教育や子育ての悩みなどの問題を抱える親に対して電話相談の実施、子育てに関する指導者の養成等を行うとともに、相談機会の提供、就労支援の充実を図るなど総合的な家庭教育支援を実施する。

2 刑務所出所者等の再犯防止

刑務所出所者等の就労先の確保

地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

効果的な出所者情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪に係る出所者情報を警察本部及び関係警察署で共有し、性犯罪の抑止を図る。

第3 国際化への対応

1 水際対策

海上・沿岸警備及び空港警備の強化

不審船・工作船による我が国領海内への侵入、船舶密航等の不法出入国や薬物・銃器の密輸に対する確実な対処等警備体制の万全を期するため、警察、税関、海上保安庁等が連携し、茨城県警察水際監視協力員、漁業協同組合や沿岸住民等の協力を得つつ、巡視船艇・航空機による警戒活動、沿岸部におけるパトロール、検問等を強化して摘発に努める。また、情報収集・分析、内偵活動、機動的な広域捜査等を積極的に行うほか、中国、東南アジア諸国等からの直航船を始めとする外国船舶への立入検査を強化する。さらに、茨城空港の開港に伴い、入管や税関と連携し、不法出入国や薬物・銃器の密輸の水際での阻止を図る。

改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進

海上人命安全条約（SOLAS条約）の一部改正を受けて平成16年7月から施行された国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際航海船舶における保安の確保、国際港湾施設における保安の確保、国際航海船舶等の入港に係る規制等を実施する。

社会悪物品等の密輸入の防止等

横浜税関鹿島支所等との合同取締りを推進し、薬物、銃砲及び希少野生動植

物の密輸入・違法取引を防止する。

盗難自動車等の不正輸出の防止

茨城県自動車盗難等防止対策協議会等において、効果的な不正輸出防止方策について検討する。

国外逃亡被疑者対策の推進

国外に逃亡した被疑者の身柄の確保に積極的に取り組むとともに、米国及び韓国との引渡条約を活用した捜査を推進する。また、警察庁を介して、関係省庁や外国関係機関と連携し、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を推進する。

2 新たな在留管理制度による不法滞在者を生まない社会の構築

不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化

不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、入国管理局との合同摘発により、不法滞在者の摘発を強化するとともに、入管法第65条に基づく退去強制の活用拡大を推進し、退去強制手続の効率化を図る。

不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航、偽装結婚、旅券偽変造、不法就労助長等に係る犯罪等について、関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、取締りを強化する。

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

相談・情報提供体制の整備による外国人への安全教育の推進及び生活支援の実施

在住外国人の少年非行防止及び在住外国人に対する各種防犯指導、交通安全教育等を積極的に行い、地域住民と在住外国人の共生に向けた取組を推進する。また、県・弁護士会の協力のもと、法律・労働・教育・婚姻など生活全般について、総合的な相談窓口としての役割を果たしている（財）茨城県国際交流協会の外国人相談センターについて、更なる多言語化を図るなど機能を充実させるとともに、国・県・市町村等と連携し、在住外国人への生活支援を実施して

いく。

4 国際組織犯罪対策

外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪^{はく}を徹底する。

外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する市町村との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、県内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸の取締りを推進する。

人身取引対策の推進

人身取引の防止・撲滅、被害者の保護対策を推進する。

国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため、ICPOLルートや外交ルート等を通じ、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を積極的に推進するとともに、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な体制を整備する。

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

1 暴力団対策等

組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化

組織犯罪対策を一層効果的なものとし、暴力団、来日外国人犯罪組織、銃器・薬物の密輸・密売組織等に打撃を与えるため、これらの情報の収集、集約、分析に努める。

暴力団からの資金剥奪の強化

関東信越国税局等関係機関との連携を強化し、情報交換を更に進め、課税の徹底、組織的犯罪処罰法の没収、追徴等に係る規定の積極的かつ効果的な活用等により、暴力団等による犯罪の取締り及び犯罪収益を含めた暴力団からの資金の剥奪を徹底するとともに、暴力団犯罪による被害の回復を促進する。

暴力団及び周辺者の経済活動からの排除

(財)茨城県暴力追放推進センター及び弁護士会と緊密に連携し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の浸透を図るとともに、企業等による暴力団等に対する資金提供等を防止する社会規範の確立を図り、企業が暴力団との関係を遮断するための仕組みの構築を更に推進する。特に、不当な資金源獲得活動の温床になりかねない取引を排除するために、銀行業界における銀行取引約款等への暴力団排除条項の導入や反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築等について、関係団体との協議会等における検討を促進する。また、証券業界においても、証券・警察連絡協議会等を通じ連絡・連携強化を図るものとする。

暴力団に対する厳正な処分の促進

暴力団員等による違法行為に対し、情報交換を行うなど関係機関と連携して、行政権限の発動及びあらゆる捜査手法を駆使した取締りを徹底する。また、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な科刑を実現するとともに、暴力団の資金源を断つために犯罪収益を剥奪し、犯罪活動や組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。さらに、暴力団員による違法行為に対し、各種法令を駆使して、当該暴力団の代表者等の刑事責任の追及を図るとともに、当該暴力団の代表者等に対する民事責任の追及に当たっては、(財)茨城県暴力追放推進センター及び弁護士会と緊密な連携を図る。

行政対象暴力対策の強化

暴力団対策法等各種法令の活用により、行政対象暴力に対する取締りを徹底するとともに、(財)茨城県暴力追放推進センター及び弁護士会と緊密に連携

し、暴力団等の不当要求等への組織的な対応を規定するコンプライアンス（法令遵守）条例、要綱等の運用に関する支援・指導、不当要求防止責任者講習の実施等を通じて、行政対象暴力に対する各行政機関の対応強化を促進する。

公共施設等からの暴力団の排除

県内44全市町村において、公共施設、公営住宅、建設工事等からの暴力団排除に係る条例・要綱が制定・改正されている。また、県警察と茨城県は「生活保護から暴力団を排除するための協定」を締結している。今後も、県警察と県・市町村の連携を一層強化し、公共施設等からの暴力団の排除を徹底する。

暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

矯正施設、保護観察所、公共職業安定所、教育機関等の関係機関との連携及びボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化する。

2 マネー・ローンダリング対策

マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、資金情報機関（F I U）情報を活用し、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の関与者を的確に処罰するとともに、マネー・ローンダリングに係る犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益がテロ活動を含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。

犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者の適正な措置の確保

平成20年3月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、F I Uと連携の上、適正な措置の履行の確保に努める。

疑わしい取引に関する情報分析能力の強化

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、部門間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき提供された疑わしい取引情報について、迅速かつ的確な分析能力を強化する。

3 銃器対策の推進

厳格な銃砲刀剣類行政の推進

法制度の整備を含め、猟銃等の所持許可の厳格な審査及び不適格者の発見と排除を徹底するとともに、実包を含めた保管管理の適正化を図る。また、事故等を防止するため、所持者に対し、講習会等の機会を通じて、適切な使用、保管の指導を行う。さらに、厳格な銃砲刀剣類行政を推進する基盤を築くため、銃砲登録照会業務の高度化を図るとともに、銃砲刀剣類行政に携わる担当者の教育の充実等を図る。

銃器犯罪に対する厳正な処分の促進

銃器犯罪に対し、クリーン・コントロールド・デリバリー（取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法）等の高度な捜査手法を活用し、関与者に対し、厳正な科刑の実現を図るとともに、けん銃提出自首減免規定の積極的な運用により、けん銃の回収を図る。

銃器密輸の水際阻止

銃器等に関する密輸入情報の総合的な分析を行い、密輸ルート及び密輸手法等の解明に努める。また、鹿島税関、鹿島海上保安署等との情報交換の実施等の連携強化を図りつつ、捜索用資機材等の整備、県内の港湾における船内検査、張込み等の取締り、クリーン・コントロールド・デリバリーを積極的に実施する。また、茨城空港の開港に伴い、銃器密輸の水際阻止のため税関との連携を強化する。

関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進

ストップ・ガン・キャラバン隊等の関係団体と連携し、効果的な広報啓発活動を実施する。

4 薬物対策の推進

薬物密輸の水際阻止

官民一体となった情報収集を強化するなど情報収集・分析体制を強化するとともに、鹿島税関、鹿島海上保安署等関係機関が連携して、海空港等における

監視体制の強化、背後関係を含めた薬物密輸組織の解明等に取り組むことにより、薬物密輸の水際阻止を図る。また、茨城空港の開港に伴い、銃器密輸の水際阻止のため税関との連携を強化する。

密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応

密輸・密売手口の巧妙化に対応し、密輸・密売組織の中枢に打撃を加えるため、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法及びシグニチャー・アナリシス（化学物質指紋分析）を積極的に活用し、薬物密輸・密売実態の解明を図るとともに、その犯罪収益の剥奪を含め、関与者について厳正な捜査を行う。さらに、若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について、取締りを強化する。

薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、茨城県薬物乱用対策推進本部を中心として、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進する。また、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の広報啓発活動等の実施を推進する。

5 組織的に敢行される各種事犯への対策

カード犯罪、偽造通貨等対策の推進

カード犯罪に対応するため、金融機関や関係業界に対し、キャッシュカード等のICカード化によるセキュリティ・レベルの向上やATMシステム等に係る健全かつ適切な業務の運営を確保するための内部管理体制の整備、キャッシュカード等の利用に伴う様々なリスクに係る顧客への説明態勢の整備を促進する。また、関係業界等との連携強化を図り、クレジットカード偽造事犯の摘発を強化するとともに、原料となる生カードの海外からの流入阻止を図る。

環境犯罪対策の推進

産業廃棄物の不法投棄事犯及び不法焼却事犯並びに水質汚濁事犯等の環境犯罪について、関係機関、ボランティア監視員との連携の下、取締りを強化するとともに、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止を図る。さらに、健全な産業廃棄物処理業界の構築及び行政対象暴力の排除に向け、廃棄物処理法の暴力団排除条項の的確な運用、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及啓発活動等を推進する。

不正軽油関係事犯の取締りの推進

軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯の取締りを推進する。

密漁事犯の根絶

暴力団関係者、外国人等による悪質巧妙な密漁事犯の根絶を図るため、地域住民や漁業協同組合等の関係機関と連携して情報収集の強化を図る。

違法風俗店等に対する取締りの推進

地域社会の清浄な風俗環境を著しく損ない、青少年の健全育成にも重大な影響を与えている違法風俗店に対する厳正な取締りを推進するとともに、行政処分の実施等により違法風俗店を確実に排除する。また、関係機関が連携して、人身取引の温床になりやすい風俗営業店への定期的な立入り、違反業者及び悪質な雇用主の取締りを推進することにより、風俗営業店等における人身取引・不法就労を排除する。

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化

国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握及びその対処のため、茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会や茨城県青少年有害情報対策連絡会議等において、事業者、関係団体との連携をより強化するほか、実務者間での情報共有を図る。

インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進

茨城県メディア教育指導員の養成及び講習会を開催するなど、フィルタリングの普及促進、インターネットの適切な利用に関する教育及び茨城県PTA連絡協議会等との連携を含めた保護者等に対する広報啓発を推進する。また、青少年がインターネットを利用する場合におけるフィルタリングの更なる導入促進を図る。

情報モラル教育及び広報啓発活動の推進

地域、家庭及び学校における情報モラル教育の推進のため、保護者等を対象とした講習会を開催するなど、インターネット上の違法・有害情報の現状及びフィルタリングの重要性等に関する理解向上を図る。また、違法・有害情報対策に関する情報提供サイトの構築・充実化等を行い、効果的な情報提供に努める。さらに、小・中学校の新学習指導要領において、各教科等の指導において、情報モラルを身に付けることを新たに規定するなど、義務教育において情報モラル教育の充実を図ることとし、各教科等における具体的な指導に当たって教員の参考となる手引きの作成、情報モラルの指導実践事例等を紹介する教員向けのウェブサイトの普及等により、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図る。

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

サイト管理者等の自主的対応への支援

インターネット上に氾濫する違法・有害情報により効果的に対応するため、サイバーパトロールを推進するとともに、違法・有害情報の削除等の措置を講じるサイト管理者、サーバ管理者及び通信事業者の自主的対応への支援の在り方について検討する。また、サイト管理者、インターネット関連事業者、利用者が協力して、違法・有害情報対策を効率的に推進できる環境の整備を図る。

携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進

保護者が、子どものリテラシーや利用方針に即した適切な携帯電話サービスを選択できるようにするための携帯電話事業者等の取組を支援するとともに、携帯電話の不適切な利用による犯罪被害やメール依存、いじめの当事者となること等の危険性、家庭や学校におけるルールの必要性についての周知を図る。

3 サイバー犯罪対策の推進

官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙

サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に対し適切に対処するため、サイバー犯罪防止のための官民連携を強化するほか、サイバー犯罪の情報収集・分析・取締り機能の強化、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上を図る。また、インターネットカフェを利用したサイバー犯罪を防止するための対策を推進する。

情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進

コンピュータやインターネットを利用する一般利用者等がIT社会を構成する一員としての責任を自覚し、正しい知識と理解に基づいてITを利用することにより、コンピュータウィルス、不正アクセス、フィッシング等の情報セキュリティに係る被害や個人情報流出による被害を防止するため、被害防止に資する情報の提供及び情報セキュリティリテラシーの向上を目的とした普及啓発活動を推進する。

コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備

コンピュータウィルス、不正アクセス、ソフトウェア等の脆弱性等や関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報について、防犯ネットワーク「サイバーセキュリティネットワーク」を通じて、個々の利用者や企業に対策情報を適切に提供し、情報セキュリティ問題に関する被害の抑制・未然防止を図る。

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

県民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進

県、市町村及び関係機関が緊密に連携し、総合的なテロ対策を推進するとともに、県民の理解と協力を得て、官民が一体となって、「あらゆるテロを許さない」という共通の理念の下、テロに強い社会の実現を目指す。そのために必要な諸制度について、諸外国の法制も参考としつつ、検討を進める。

外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化（再掲）

外国人集住コミュニティの住民団体等や外国人集住コミュニティをその地域内に有する市町村との連携を強化し、不審動向等に関する情報連絡を密にすること等により、県内の外国人集住コミュニティが犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止する。

2 水際対策の強化

空港・港湾保安関係機関の連携強化

茨城空港、茨城港（旧日立港、常陸那珂港、大洗港）及び鹿島港などにおいて、警察、入国管理局、税関、海上保安庁、空港・港湾管理者等関係機関の連

携や情報交換、監視警戒等の水際対策を強化するとともに、事案発生時の対応能力向上のため、テロ事案、薬物・銃器の密輸等を想定した合同訓練を実施する。また、空港保安委員会及び港湾保安委員会の枠組みを活用することで、情報連絡、警戒、検査等の態勢充実に向けた関係機関の連携強化を推進する。

情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用

テロリスト等の危険人物の入国を水際で阻止できるように、上陸拒否事由該当者等に関する情報収集を強化し、出入国管理関係法令を適切かつ厳格に運用する。

海上・沿岸警備及び空港警備の強化（再掲）

不審船・工作船による我が国領海内への侵入、船舶密航等の不法出入国や薬物・銃器の密輸に対する確実な対処等警備体制の万全を期すため、警察、税関、海上保安庁等が連携し、茨城県警察水際監視協力員、漁業協同組合や沿岸住民等の協力を得つつ、巡視船艇・航空機による警戒活動、沿岸部におけるパトロール、検問等を強化して摘発に努める。また、情報収集・分析、内偵活動、機動的な広域捜査等を積極的に行うほか、中国、東南アジア諸国等からの直航船を始めとする外国船舶への立入検査を強化する。さらに、茨城空港の開港に伴い、入管や税関と連携し、不法出入国や薬物・銃器の密輸の水際での阻止を図る。

改正 SOLAS 条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進（再掲）

SOLAS 条約の一部改正を受けて平成 16 年 7 月から施行された国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際航海船舶における保安の確保、国際港湾施設における保安の確保、国際航海船舶等の入港に係る規制等を実施する。

3 テロの手段を封じ込める対策の強化

マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進（再掲）

組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、F I U 情報を活用し、マネー・ローンダリングの関与者を的確に処罰するとともに、マネー・ローンダリングに係る犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益がテロ活動を含む犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止に努める。

犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者の適正な措置の確保（再掲）

平成20年3月から全面的に施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるように、F I Uと連携の上、適正な措置の履行の確保に努める。

疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（再掲）

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策を的確に推進するため、部門間の連携を強化するとともに、犯罪収益移転防止法の規定に基づき提供された疑わしい取引情報について、迅速かつ的確な分析能力を強化する。

4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底

テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

情報関係機関間の緊密な連携及び中央省庁を通じた諸外国治安情報機関との情報交換の推進等により、テロの未然防止に向けた情報収集・分析機能の強化・高度化を図る。また、テロの「兆し」に^{きざし}係る情報の提供を確実に受けられるように、旅館・ホテル業者、爆発物原材料・毒劇物・病原体・毒素・放射性物質等の取扱事業者、インターネットカフェ事業者、海事・漁業関係者等の民間事業者に対する働き掛けをより強化する。

カウンターインテリジェンス機能の強化

テロリストによる情報収集・工作活動を封じ込め、諸外国による対日有害活動に的確に対処するための情報収集・分析能力及び摘発活動を強化する。また、情報活動に従事する職員に対し、情報保全に関する研修等を実施する。

極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底

極左暴力集団による飛翔^{しゅう}弾発射等のテロ・ゲリラ、右翼による要人・政府機関等に対するテロ、国際テロ組織による各種テロ等の違法行為に対する取締りを徹底する。

5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化

テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化

主要な重要施設・要人等について、警戒体制・要領、施設管理者等との連携

要領等の点検を随時行うとともに、装備資機材の積極的な整備・活用等により、効果的な警戒警備を推進する。また、施設管理者等と緊密に連携し、個人情報及び施設情報の管理を含め、自主警備態勢の強化を図る。臨海部については、原子力施設、港湾等に対し、海上保安庁との連携による監視・警戒を実施し、特に原子力施設については、防護措置の実効性を確保するために、警察庁、関係省庁とともに定期的な核物質防護検査等を引き続き実施していく。

交通機関のテロ対策の推進

鉄道、自動車運送及び航空の各事業者に対し、駅構内等における監視カメラの増設や巡回警備の強化、バスジャック対策の徹底及び初動対処訓練の実施、フェンスの強化・センサーの設置拡充等の空港警備の強化、液体物の機内への持込み制限等手荷物に対する保安強化について要請を行い、その旨を利用者に周知徹底するなど、交通分野におけるテロ対策の充実・強化に取り組む。

緊急事態への対処能力の強化

緊急事態への対処能力を強化するため、銃器対策部隊、NBCテロ対応部隊等の装備資機材の充実・強化を図るとともに、関係機関が連携し、具体的な事案を想定した実戦的訓練を徹底する。

6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策

サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化

サイバーテロ及びサイバー空間における諜報活動（サイバーインテリジェンス）への対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知・対処態勢の充実強化を図るとともに、警察庁及び関東管区警察局との連携を強化するなどして、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施するほか、対処に必要な技術の研究開発を促進する。

重要インフラ事業者等との更なる連携の強化

重要インフラ事業者等との間で実施している戸別訪問及びサイバーテロ対処共同訓練の質的向上を図るなど、重要インフラにおける情報セキュリティ対策の充実・強化を推進する。

7 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

北朝鮮による拉致容疑事案を始めとする対日有害活動に的確に対処するため、県内における情報収集等の質的・量的充実強化を図るとともに、警察庁を通じた外国治安情報機関との情報交換等を充実させ、情報収集・分析機能の強化を図る。

第7 治安再生のための基盤整備

1 人的・物的基盤の強化

警察官の増員等

治安回復のための諸施策を推進するため、国の政令定数の改正にあわせ、警察官の所要の増員を図る。また、再任用を積極的に進めるとともに、退職した警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤嘱託職員として積極的に活用し、あわせて交通巡視員を含む人的資源の有効活用について検討する。

現場執行力の強化に向けた教育の推進

警察官の大量退職期に伴う組織の人的構成の変化に的確に対応するため、職場及び警察学校において、現場での対応及び捜査指揮に関する実践的教育を充実させるなど、現場執行力の強化に向けた教育を推進する。

治安対策推進のための警察官の出向・派遣

各種治安対策を推進するため、県又は市町村と協議の上、関係部署に警察官を出向又は派遣する。

留置施設の整備と留置業務の効率化の推進

被留置者の適正処遇を推進するため、留置施設、面会室、留置保護室等の整備を推進する。また、留置管理業務を効率化するため、県西方面での集中護送制度の導入に向け、検討を進める。

警察施設等の整備

事案の真相究明に必要な取調べ環境を確保するため取調べ室を改修するなど、警察施設の整備を着実に推進する。

現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備

銃器使用犯罪等多様化する凶悪重大事件、原子力等大規模災害、新型インフルエンザ対策等複雑で変化の激しい治安情勢に的確に対応するため、銃器対策用装備品、耐刃防護資機材、原子力災害及び大震災対策用資機材等の各種装備資機材の整備を推進する。また、広域化・スピード化する犯罪情勢に対処するために不可欠な車両等の整備を推進する。

通信指令システム等の機能強化に向けた技術活用

110番通報に迅速かつ的確に対処するため、緊急配備支援システム、カーロケータ・システム、マンロケータ・システム等の整備を推進し、通信指令システムの機能強化を図る。また、平成20年4月から運用を開始した、携帯電話位置情報通知システムの活用や緊急車両の優先信号制御を行うシステムの整備等により、警察車両が事件・事故等の現場に到着するまでの時間の短縮に努める。

情報基盤の強化

第一線警察活動を強化する情報システムの構築等、犯罪の検挙等に必要な警察の情報基盤を強化する。

通信システムの高度化

警察基幹通信網について、光ネットワーク等の高速回線の順次導入及び既存回線の組合せによる高度化・堅牢化を図るとともに、高度化した警察基幹通信網の運用に当たるための高度な技術を身に付けた情報通信職員の育成を推進する。

2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充

犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保

犯罪の痕跡が確実に記録されるようATM・コンビニエンスストア等に設置される防犯カメラ映像や携帯電話の通話履歴の保存期間の延長、固定電話の通話履歴中の架電先電話番号の明示、自動販売機への防犯カメラの設置等の措置について、電気通信事業者、金融機関等の事業者に更なる理解を求め、捜査への協力を確保する。また、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促す。

国民からの情報提供の促進

広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度を一層活用するなど、有効な方策について検討する。

自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用

盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に高い効果を発揮する自動車ナンバー自動読取システムの整備活用を一層推進するとともに、手配車両以外の車両が捜査の対象とされないようにするため、ナンバープレートの盗難に遭った被害者からナンバープレートの再交付申請がなされた場合には同一の登録番号の交付を行わないよう適切に対応する。

客観的な証拠の収集方法の整備強化

DNA型データベースの拡充、DNA型鑑定資機材の整備、DNA型鑑定に係る人材育成等を着実に推進し、通信傍受、DNA型鑑定等の捜査手法の適正かつ効果的な運用に努めるとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。また、ひき逃げ事件を始めとする悪質な交通事故事件等を含め、悪質事件への組織的かつ重点的な捜査体制を整備するとともに、実況見分、鑑識活動等に係る教育の強化を図る。

犯罪捜査活動の密行性の強化

捜査用車両を使用した犯罪捜査活動の密行性を確保するための方策について検討する。

死因究明体制の強化

死体取扱数の増加に対応するため、的確な検視の実施に資する人員の増強、施設・資機材の整備、死亡時画像病理診断の積極的活用、医師の死体検案に対する意識・能力の向上等を推進するとともに、筑波大学社会医学系法医学との連携促進、筑波剖検センターの更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討する。

科学捜査力の充実・強化

より効率的な犯罪捜査のため、科学捜査に係る組織体制の整備、鑑識・鑑定資機材及び情報技術解析用資機材の整備・高度化を推進するとともに、画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への活用を一層推進する。また、

新たな通信手段に対応した逆探知技術や通信傍受技術について研究開発を推進するとともに、携帯電話等の電子機器等を解析する能力の強化、解析に関する高度な技術を身に付けた第一線職員の育成、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）に係る取組を強化する。さらに、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討する。

社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討

犯罪の凶悪化、組織化及び複雑化等に適切に対処し、犯人の特定・検挙や事案の真相解明をより効果的に行うことができるようにするため、諸外国において活用されている刑事免責、おとり捜査・潜入捜査、通信傍受等の捜査手法の導入又は積極的活用について検討する。

犯罪の発生原因等の総合的分析の推進

被疑者の早期検挙を可能とするため、犯罪関連情報の総合的分析の一層の推進やプロファイリングの積極的活用に努めるとともに、効果的な犯罪対策に係る政策形成を促進するための基礎情報を得るため、先進諸国で行われている犯罪問題研究の内容を参考にしつつ、犯罪被害調査の反復・継続的实施、関係研究機関による犯罪情勢に関する情報の共有化、犯罪対策の効果に関する評価研究を引き続き総合的に推進する。

3 裁判への的確な対応

裁判員裁判への的確な対応

自白の任意性の効果的かつ効率的な立証のため、警察捜査における取調べ状況の一部録音・録画の試行を実施する。また、分かりやすい立証の観点から、供述調書を含む各種捜査書類作成要領の検討・作成、公判廷における警察官の証言技術・能力の向上のための教育等を推進する。